

【豊岡市の耐震改修補助金制度】

1 豊岡市住まいの耐震化促進事業補助金

(1) 全体補強型

ア 概要

耐震診断の結果、耐震基準未滿の住宅について、地震に対して安全な計画（上部構造評点が 1.0 以上若しくは I_s 値が 0.6 以上）または、地震に対して安全な構造であることが確認できる住宅とするための計画策定および改修工事に対して一定の補助金を受けられます。

イ 助成割合及び上限額

(ア) 計画策定費補助：対象経費の 3 分の 2 以内 上限額 20 万円

(イ) 耐震改修工事費補助：対象経費の 5 分の 4 以内 上限額 120 万円

ウ 申込期限 ※予算の範囲内で先着順

2024年（令和6年）12月27日（金）まで

エ 交付申請時に必要な書類

(ア) 計画策定費補助

- A 耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書
- B 所有者及び建築年月が確認できる書類の写し
- C 付近見取り図
- D 耐震診断及び耐震計画策定費の見積書
- E 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）

(イ) 耐震改修工事費補助

- A 耐震改修工事住宅概要書
- B 補助金算定書
- C 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類の写し
- D 耐震診断報告書
- E 所得証明書の写し
- F 住民票の写し
- G 住宅耐震改修に係る設計図書
- H 住宅改修業者登録制度による登録証の写し
- I 耐震改修工事実績公表同意書
- J 委任状（代理人が申請手続きを行う場合）

(2) 部分補強型

ア 概要

耐震診断の結果、耐震基準未滿の住宅について、大地震に対し、瞬時には倒壊しない程度（上部構造評点が 0.7 以上若しくは I_s 値が 0.3 以上）の耐震性を確保できる住宅とするための計画策定および改修工事に対して一定の補助金を受けられます。

イ 助成割合及び上限額

簡易耐震改修工事費補助：対象経費の 5 分の 4 以内 上限額 50 万円

ウ 申込期限 ※予算の範囲内で先着順
2024年(令和6年)12月27日(金)まで

エ 交付申請時に必要な書類

- (ア) 耐震改修工事住宅概要書
- (イ) 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類の写し
- (ウ) 所得証明書の写し
- (エ) 住民票の写し
- (オ) 付近見取り図
- (カ) 住宅改修業者登録制度による登録証の写し
- (キ) 耐震改修工事实績公表同意書
- (ク) 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

(3) 防災ベッド等設置

ア 概要

簡易耐震診断の結果、評点が1.0未満又は、耐震診断の結果、安全性が低い住宅について、防災ベッド等の設置に要する費用対して定額の補助金を受けられます。

イ 助成割合及び上限額

防災ベッド等設置工事費補助：1台当たり定額10万円
(10万円以上の工事に限る)

ウ 申込期限 ※予算の範囲内で先着順
2024年(令和6年)12月27日(金)まで

エ 交付申請時に必要な書類

- (ア) 簡易耐震診断報告書等耐震診断の結果が分かる書類の写し
- (イ) 所得証明書の写し
- (ウ) 防災ベッド等設置経費の見積書
- (エ) 防災ベッド等に関する仕様書
- (オ) 現況写真
- (カ) 防災ベッド等設置に関する図書
- (キ) 住民票の写し
- (ク) 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

2 豊岡市住宅耐震リフォーム補助金

(1) 豊岡市住まいの耐震化促進事業加算型

ア 概要

「豊岡市住まいの耐震化促進事業」を利用した住宅耐震改修工事と同時に実施するリフォーム工事に対して一定の補助金を受けられます。

イ 助成割合及び上限額

耐震リフォーム工事費補助：対象経費[※]の6分の1以内 上限額30万円
※市内業者と工事契約をおこなうこと。

ウ 申込期限 ※予算の範囲内で先着順
2024年(令和6年)12月27日(金)まで

エ 交付申請時に必要な書類

豊岡市住まいの耐震化促進事業補助金の補助金交付決定通知書の写し

(2) 居室等補強型

ア 概要

簡易耐震診断の結果、評点が1.0未満の戸建て住宅について、住宅の居間または寝室の壁補強工事のための耐震改修工事ならびに同時に行うリフォーム工事に対して一定の補助金を受けられます。

なお、65歳以上の高齢者世帯のうち、市民税所得割非課税世帯および身障者がいる世帯は助成額を加算します。

イ 助成割合及び上限額

耐震リフォーム工事費補助：対象経費[※]の6分の1以内 上限50万円

※65歳以上の高齢者世帯のうち、市民税所得割非課税世帯および身障者がいる世帯
3分の1以内 上限60万円

※壁補強等の工事費が50万円以上かつ、市内業者と工事契約をおこなうこと。

ウ 申込期限 ※予算の範囲内で先着順

2024年(令和6年)12月27日(金)まで

エ 交付申請時に必要な書類

(ア) 工事概要書及び補助金算定書

(イ) 耐震リフォーム工事費内訳書

(ウ) 豊岡市簡易耐震診断報告書の写し

(エ) 現況写真

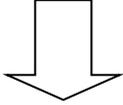
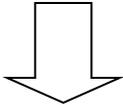
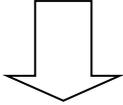
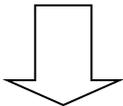
(オ) 耐震リフォーム工事に係る図書

(カ) 世帯全員の住民票及び所得課税証明書

(※65歳以上の高齢者世帯のうち、市民税所得割非課税世帯および身障者がいる世帯の場合のみ)

(キ) 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)

【基本的な手続きの流れ】

項 目	必要書類等
補助金の交付申請 	耐震改修・リフォーム工事（補強設計業務）の契約を行う前に 交付申請書を建築住宅課窓口まで提出してください。 <u>必要書類等については、各チェックリストを参照のこと</u>
補助金の交付決定 	内容の審査等を行い、補助が適当と認められたときは補助金交 付決定通知書を送付します。 ※市の担当職員が現地確認を行う場合もあります。 ※申請～交付決定までは1週間程度必要です。 交付決定通知書が届いた後、工事（補強設計業務）契約を締結 し、工事（業務）に着手してください。 ※工事契約は交付決定日から30日以内、又は12月末のいずれ か早い日に締結してください。
【工事のみ対象】 中間検査の実施 	耐震補強工事完了時点で現地にて中間検査を行います。 ※検査希望日の7日前までに建築住宅課までご連絡ください。 【必要書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書の原本及びコピー ・耐震補強工事状況の写真等
実績報告書の提出 	耐震改修・リフォーム工事（補強設計業務）が終わりましたら、 完了日から30日以内、又は2月28日（居室等補強型においては 3月中旬）のいずれか早い日に実績報告書を提出してください。 <u>必要書類等については、各チェックリストを参照のこと</u>
補助金の交付	内容の審査等を行い、適正と判断したら補助金額確定通知書 を送付します。 ※補助金は、通知後約3～4週間で指定口座に振り込みます。